

令和5年教育委員会第6回臨時会会議録

開会日時 令和5年6月26日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 壺内 明
委 員 谷部 憲子
委 員 日高 芳一
委 員 上原 有美江
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	佐々木健二郎
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	高橋 裕之	・放課後支援課長	石川まどか
・生涯学習課長	柏原 正彦	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 壺内 明 委員 谷部 憲子
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和5年教育委員会第6回臨時会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、壺内委員と谷部委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が1件、報告事項等が3件でございます。

それでは、議案第44号「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは私から、議案第44号「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

この度の東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の改正による東京都パートナーシップ宣誓制度の新設を踏まえ、所要の改正をすることから、本案を提出するものでございます。

おめくりいただきまして、資料の2枚目が新旧対照表でございます。改正内容につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の中に、住居手当の支給対象外の範囲についての部分がございますが、その部分の本規則における「家族」という文言を「世帯の構成員」に改めるものでございます。

これにつきましては、法律上も「家族」の定義がなく、これまで、家族の範囲等について特段の統一的な解釈を示してこなかった経緯から、このたびの宣誓制度の新設を踏まえたパートナーシップ関係の相手方について含むことを受けて、この家族という言葉在世帯の構成員として読み込むものでございます。

本改正につきましては、令和5年7月1日からの施行でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第44号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第44号について、原案のとおり可決といたします。

以上で議案等の1件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「葛飾区立日光林間学園指定管理者からの令和4年度管理運営報告の概要について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 それでは「葛飾区立日光林間学園指定管理者からの令和4年度管理運営報告の概要について」ご報告いたします。

まず1ページ目をご覧ください。始めに1の「報告趣旨」でございます。地方自治法第244条の2第10項及び葛飾区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条に基づき、指定管理者から提示された令和4年度管理運営報告の概要について、報告するものでございます。

なお、指定管理者は国際自然大学校・東急コミュニティーグループでございます。

2の「管理運営報告の概要」です。(1)の宿泊利用件数は、令和4年度一般利用が424件、移動教室・公用が50件です。令和3年度の合計と比べますと171件の増です。

(2)の宿泊利用人数は、令和4年度一般利用が5,048人、移動教室・公用が3,770人で、令和3年度の合計と比べますと2,530人の増でございます。なお、下の米印にありますとおり、令和3年度に引き続き、1泊2日に変更し、全校において移動教室を実施したものでございます。

次に(3)の「施設利用料金収入実績」でございます。アの施設利用料金収入額は、1,117万4,730円でございます。イの施設利用料金収入の区への還元でございますが、年度協定書に基づき、利用料金収入見込額を超えた額に1割を乗じた額を区に還元することになっております。令和4年度はその見込額を下回ったため、区への還元はございませんでした。

次に、裏面の2ページをご覧ください。(4)「修繕」でございます。日常的な修繕につきましては、区の貸付料により、指定管理者が実施しています。令和4年度は指定管理者が実施した修繕は4件で、正面玄関誘導灯修繕、体育館雨樋修繕等を行いました。修繕の費用は158万7,960円で、貸付額200万円との差額41万2,040円が返戻額となっております。

下の(5)の「燃料・光熱費」でございます。こちらにつきましては支出額が2,971万6,598円で、貸付額との差額273万9,220円が返戻額となっております。

(6)「自主事業実績」でございます。アの「主な実施内容」、記載のとおりで、下にあります親子キャンプを再開したものでございます。イの「自主事業の区への還元」につきましては年度協定書に基づき、収益額の5割を還元するものでございます。令和4年度の還元額は14万6,826円となっております。

次に3ページをご覧ください。(7)の「広報活動実績」になります。ホームページ運営のほか、フェイスブックやインスタグラムなどを行っております。

(8)「モニタリング及びアンケートの実施」でございます。実施方法としては、2点、アの「指定管理者によるセルフモニタリング」、イの「利用者満足度調査」で、内容は記載のとおりでございます。

ウの「実施結果の反映」でございますが、それらの結果を基に、区として管理者とで業務改

善のための協議を行ったほか、移動教室のアンケートについても随時協議をしたものでございます。

(9)の「総括」でございます。令和4年度は移動教室の日程を短縮したものの、全校において実施できました。また一般利用については、前年度比で2,458人の増加となりました。なお、アンケート結果はおおむね良好な評価を頂いております。

3の「区の重点指導方針」でございます。安全・安心な施設管理を徹底していくとともに、豊かな自然や文化に触れ、楽しく学習ができる施設運営を行うように指導してまいります。また、積極的な広報活動や自主事業の実施により、一般利用者の集客を図ってまいります。

続きまして、4ページの別紙1をご覧ください。移動教室のアンケート結果でございます。施設運営の評価である学園職員の対応、食事の味付け、清掃の状態につきましては、おおむね良好な評価を頂いております。

次に5ページから6ページまでをご覧ください。こちらは一般利用者のアンケート結果でございます。こちらもおおむね良好な評価を頂いております。

なお、そのほか7ページから8ページまでの別紙2については、財務状況として、損益計算書と貸借対照表を添付しております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

それでは壺内委員、お願いします。

○壺内委員 令和4年度は令和3年度よりも171件利用件数が多くなって、とてもいい方向に向かっていると思います。1ページの下ですが、施設利用料金収入の区への還元ということで、収入見込額がどれくらいだと、区に還元されるのですか。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 1,500万が収入見込額となっていますので、それを超えた額の1割を区に戻すものです。

○壺内委員 わかりました。

○教育長 よろしいですか。

○壺内委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、日高委員、よろしくお願いいたします。

○日高委員 令和3年度から4年度で随分増えてきたこと、これはよかったと思います。そして、6年生が1泊2日であっても移動教室に行けるようになったことの成果は大きいと思います。ところで、令和5年度はどのような予定になりますか。

○教育長 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 令和5年度につきましては、1泊2日から2泊3日になりまして、今までできなかった飯ごう炊さんですとか、友達同士の交流ですとか、より充実すると思っております。

以上でございます。

○**日高委員** ありがとうございます。2泊3日となれば、充実する移動教室が可能になりますから、ぜひそのように進めていただければありがたいと思います。

よろしく願います。以上です。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** 去年に比べれば、利用者が増えてすごいよかったなと思うのですが、こういうところを利用している人って、割と同じ人だったりします。要するに、学校の役員などをやっていて、こういった施設の良さを知っている人たちが利用しているところがあります。つまり値段が安くて、食事もおいしくて、清掃もきちんとしてくださっているという、ホテルとそんなに変わらないところなのに、こんなに安く行けるのだということが分かっている人たちが利用していると思います。

ですので、何が言いたいかという、そういう良さをもっと広めてほしい。もちろんフェイスブックとかインスタグラムとかやっているけれども、それ以外にも、例えば、保護者会で、夏休みも使えますよとか。空いていれば使えますよとか、そういうのもっと宣伝してほしい。そうすると、もっと利用客が増えると思うし、また葛飾区の良さが分かってくると思う。

特に若い保護者の方たちは、経済的にもきちんと計画的にやりたい部分があると思うので、こういった施設があるというのを、もっとアピールする場を増やしてほしいと思いますが、いかがですか。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 上原委員がおっしゃるとおり、この良さというのがまだまだ周知されていないと思います。やはり日光林間学園は移動教室のイメージが先行して、一般客の方が泊まれるというのがまず思いつくことがなかなか少ないと感じます。

それに対して、例えば、学園では環境緑化フェアでブースを出しまして、一般客も泊まれる話や、親子キャンプが再開したのですけれども、親子キャンプで泊まれるということを保護者にお知らせしました。あとは、職員とともに日光市役所に直接行って、スポーツ振興課や、観光課にアピールさせていただいて、そういうお客さんも徐々に泊まりになってきています。

そのほか学園では、4月の弥生祭りと東照宮千人行列にも参加して、アピールしています。今、上原委員より応援いただきましたので、どんどんアピールしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○上原委員 よろしくをお願いします。

○教育長 よろしいですか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わりといたします。

次に、報告事項等の2「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダードの策定について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 それでは、私からは「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダードの策定について」の説明となります。

まず1番の「概要」でございますが、児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、校内体制を整備し、個々の不登校の児童・生徒の状況に応じた必要な支援に資するために策定するものでございます。

2番の「主な内容」については、主に3点ございます。まず一つ目が、不登校児童・生徒に対する支援の基本的な姿勢や組織的な支援の内容を示すことにより、不登校に関する未然防止や早期支援の視点を示したもの。2点目が、不登校が生じない魅力ある学校・学級づくりに関する取組内容を例示するとともに、「児童・生徒支援シート」の活用。また不登校児童・生徒への効果的な支援について示したもの。3点目が、不登校児童の出欠席や評価の取扱いについて、具体例を示したものでございます。

3番の「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」については、お手元に示した別添のとおりとなっております。

4番「今後の予定」でございますが、この後、7月になりましたら、定例校園長会、副校長会において周知を図り、活用していきたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思っております。

青柳委員。

○青柳委員 不登校児童・生徒支援スタンダードを読ませていただいて、今、不登校の児童・生徒が増えてきている。その状況を改善するために支援が必要だと思うのですけれども、案外、不登校になることに対して、多様性だからということなのか、「うちの子は行かなくてもいいのよ」という保護者の意見をよく耳にすることがあります。そのあたりの意識改善を目指すというのも一つなのかなと感じてはいるのですけれども、児童・生徒以外にも、そのような内容がプラスあるといいなと感じました。

なかなか難しい問題だとは思いますが、保護者の意識改善というのは、やはり今後、重要になってくるのではないかと感じました。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 今、お話しいただいたとおり、やはり今の社会情勢含めて、今のよ
うな、学校に行かなくてもよいのだという考え方は一説あると感じているところでございます。

この発行の資料については、学校の教職員の立場から、どのような支援をすべきかというこ
とで、管理職、また教職員向けに発行させていただくという内容なので、まずは学校の中で
でき得ることの最大限をこちらに示したというような状況になってございます。

ただ、一方で、この不登校というのが多様で、また複雑でというような内容がございまして、
実質的にはどのように支援をしていくかということが、多岐にわたるという状況も一方であり
ますので、そういったことについて、どのように他課と連携していくか等も含めて、私たち教
育委員会でも考えなければならぬであろうと考えてございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

○青柳委員 はい、ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 今回、このようにまとめていただいて、よかったなと思っております。やはり一
定の指導の仕方ですとか、そういう考え方が示されていると、先生方も迷わないですむのかな
と思いました。活用しないほうがいいのかもしいですけども、活用いただいて、1人で
も多くの子どもたちが、楽しく学校に行ければいいなと思っております。ありがとうございます。

○教育長 ご感想ということでよろしいでしょうか。

○谷部委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

日高委員、お願いいたします。

○日高委員 教育センターでこれだけの取組を本当によくやっていただいているな。まずこれ
は感謝したいと思います。明石の学校の跡地に相談に、区内からみんな来るわけです。これは
大変ありがたいなと思うのですけれども、私は、もうそろそろ、学校の一室を借りてでもいい
から、新小岩地区に1箇所、あるいは堀切地域に1箇所というふうに、囑託の校長先生のお力
を借りて、そういうところに出向いていっての対応というのができるようになると、その対応
がもっと具体化していくのではないかなと。ぜひ検討していただければありがたいです。

その例をやったところは、足立区です。足立区は、竹ノ塚、綾瀬、鹿浜という3箇所にチャ
レンジ学級をつくったのです。広域に対応できるように。

例えば、だんだんクラス数が少なくなったりしますから、教室が余ってくる。そういう余剰のものを活用して、先生方が学校に出向いて行って、この日だったら相談ができますよというような対応ができるようになれば、もっといいのかな。そうすると、利用する人たちが行きやすくなっていくという。一度、ぜひ検討していただければありがたいなと思います。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 ご意見ありがとうございます。今の不登校の本区取組としては、重層的な支援ということで、ふれあいスクール明石と、校内適応教室ということで、校内の中に別室をつくり、支援員を配置することに取り組んでいるところでございます。

学校との関係性が途絶えてしまって、行けない方がふれあいスクール明石に。また校内適応は、クラスとの関係性を途絶えさせないというところを目的に、受皿として二つ設けた中で、それぞれの関係性や連動を含めて、個々のお子さんたちの状態に応じながら、対策を講じているところです。

今後の不登校の支援、どのような形で進めていくかということについては、また研究をしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○日高委員 よろしくお願ひします。

○教育長 上原委員。

○上原委員 読ませていただいて、特に私がよかったと思ったのは、あなたのことを心配しているよという、言葉掛けに気を付けましょうというところで、「どうして登校しないの」など欠席理由を言わない。これすごく大切だと思いました。

なぜかという、やはり新任の先生で、不登校の児童に対して「どうして登校しないの」とか「明日は登校するよね」とか言ってしまいそうなことではないですか。悪気なく。だけど、それが追い詰めることになってしまうわけでしょう。

だから、そういうことを、ここのところをすごく何回も書いてある。「心配しているよ」という気持ちを伝える。あなたのことを思っていますというのが分かると、やはり相手も違ってくる。これつくっていただいて、こういうメッセージを載せるということは、すごく教職員の方たちもよかったのではないかなというか。今回、私がいいなと思ったのは、内容が具体的にになっている。こういうケースの場合はこうですか、こうですと。私はすごく今回まとめていただいてよかったなと思っております。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 とてもうれしく、お話を伺いました。実はこちらの資料については発行に至るまでに、2年間かかっております。

こちらは、指導主事、あるいは教育相談の中に入ってくるご意見の中で、一番つまずいてい

る言葉を集めて、載せさせていただいています。とても簡単なことではあるのですが、そこから人間関係が崩れてしまうといったところで、一番ここが実は肝になっているのではないかなと思います。

おっしゃったように、教職員の中で気を付けていれば、あるいはそういう視点に立てば解消ができたり、あるいはつながっていけるというような事例を結集しての資料となっております。

ありがとうございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に報告事項等の3「葛飾区体育施設指定管理者からの令和4年度管理運営報告の概要について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、「葛飾区体育施設指定管理者からの令和4年度管理運営報告の概要について」ご説明をいたします。

1の「報告趣旨」といたしましては、日光林間学園と同様の規定によりまして、葛飾区体育施設指定管理者から提出されました令和4年度管理運営報告の概要について、報告するものでございます。

なお、葛飾区体育施設指定管理者として、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体を指定しております。

イの「管理運営報告の概要」ですが、(1)「自主事業」につきましては、ヨガや水泳等のスポーツコース等を展開し、区民の方々がスポーツや運動に親しみ、参加できる機会を提供する事業を実施しております。表の参加者数につきましては、奥戸総合スポーツセンター体育館では65コースを実施し、8,751人が参加しております。前年度との比較におきましては、7コースの増、6,055人の増となっております。

奥戸総合スポーツセンター温水プール館エイトホールでは36コースを実施し、1,524人が参加しております。前年度の比較では13コースの増、642人の増となっております。

水元総合スポーツセンター体育館では35コースを実施し、2,116人が参加しております。前年度と比較いたしますと、2コースの増、813人の増となっております。

合計といたしまして、136コースを実施し、1万1,391人が参加しております。前年度との比較では、22コースの増、7,520人の増となっております。

ページをおめくりいただければと思います。(2)の「体育施設利用状況」につきましては、表のとおり、奥戸総合スポーツセンターをはじめといたしまして、体育施設の利用人数総計は、

199万4,895人で、前年度との比較におきましては、46万8,336人の増となっております。

なお令和4年度は改修工事のため、以下のアからエのとおり、各施設の利用を休止しております。

ページをお進みいただければと思います。(3)の「令和4年度収支決算概要」といたしましては、表のとおり「損益(A-B)」は4,950万2,935円。区への還元といたしましては、年度協定の第6条に基づく自主事業収入関連金で491万2,432円が納入されております。追加点になります。なお、施設利用料金収入につきましては、年度協定締結時の見込総額を下回ったため、還元金は発生しませんでした。

(5)の「外部機関による第三者評価の実施」につきましては、現在、実施に至っておりませんが、年度内容の評価実施に向けて協議中でございます。

3「重点指導の方針」といたしましては、事業提案の確実な実行、自治体・地域住民との協働を念頭に、安定した運営、維持管理に取り組ませるべく、履行状況の把握に努め、適切に指導を行います。施設の維持・管理面では、日常の点検・保守の的確な実施と適切な修繕を行い、区民にとって安心・安全及び快適に利用していただける施設環境を整えていくよう、指導・監督してまいります。

なお、次ページ以降、(1)の「損益計算書」とその次の5ページ(2)の「貸借対照表」につきましては、指定管理者から提出されましたものを参考に添付してしております。

また、別添といたしまして、葛飾区体育施設事業報告書には、生涯スポーツ課の事業実施分も含めました事業実績を掲載しております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わります。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、そのほか何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で令和5年教育委員会第6回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻10時30分